

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------------|
| 25 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

周南市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき支援給付の決定及び実施をしている。また、同法に基づき生活実態を把握し、月単位で各世帯ごとに支給を決定している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に従い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第48条各号に掲げる事務に使用する。</p> <p>①支援給付の実施、開始、変更、停止又は廃止の資格要件の確認(所得要件、資産要件、住所要件等)</p> |
| ③システムの名称 | 表計算ソフト及び紙ファイルで管理 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 中国残留邦人等支援給付等支給ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>1. 情報利用の根拠 (1)番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項 番号法別表第1の63の項及び別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第48条 (2)番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項</p> <p>2. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第11号 番号法別表第2の情報提供者が「厚生労働大臣又は都道府県知事等」及び「都道府県知事等」のうち特定個人情報の欄に「中国残留邦人等支援給付等関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120)、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の2及び第59条の3 (2)番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項第2号</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>1. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、94、108、116及び120の項のうち情報提供者が「厚生労働大臣又は都道府県知事等」及び「都道府県知事等」の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の2及び第59条の3</p> <p>2. 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法別表第2の87の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 周南市役所 福祉部 生活支援課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 周南市役所 福祉部 生活支援課 (山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8453) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 周南市役所 福祉部 生活支援課 (山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8453) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|--------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人未満(任意実施)] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年3月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年3月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

IV リスク対策

| | | |
|--|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和3年4月13日 | 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | <p>1. 情報利用の根拠 (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項 番号法別表第1の63の項及び主務省令で定める事務を定める命令第48条 (2) 番号条例第3条(特定個人情報の利用)第1項</p> <p>2. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号 番号法別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、94、108、116及び120の項のうち情報提供者が「厚生労働大臣又は都道府県知事等」及び「都道府県知事等」の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第47条、第55条、第59条の2及び第59条の3 (2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項</p> | <p>1. 情報利用の根拠 (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項 番号法別表第1の63の項及び別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第48条 (2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項</p> <p>2. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号 番号法別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、94、108、116及び120の項のうち情報提供者が「厚生労働大臣又は都道府県知事等」及び「都道府県知事等」の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第47条、第55条、第59条の2及び第59条の3 (2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項第2号</p> | 事後 | |
| 令和3年4月13日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 | <p>1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 (2) 番号法別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、94、108、116及び120の項のうち情報提供者が「厚生労働大臣又は都道府県知事等」及び「都道府県知事等」の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第47条、第55条、第59条の2及び第59条の3</p> | <p>1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 (2) 番号法別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、94、108、116及び120の項のうち情報提供者が「厚生労働大臣又は都道府県知事等」及び「都道府県知事等」の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第47条、第55条、第59条の2及び第59条の3</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和3年8月31日 | 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | <p>1. 情報利用の根拠 (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項 番号法別表第1の63の項及び別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第48条 (2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲第1項及び)第3項</p> <p>2. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号 番号法別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、94、108、116及び120の項のうち情報提供者が「厚生労働大臣又は都道府県知事等」及び「都道府県知事等」の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の2及び第59条の3 (2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項第2号</p> | <p>1. 情報利用の根拠 (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項 番号法別表第1の63の項及び別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第48条 (2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項</p> <p>2. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第11号 番号法別表第2の情報提供者が「厚生労働大臣又は都道府県知事等」及び「都道府県知事等」のうち特定個人情報の欄に「中国残留邦人等支援給付等関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120)、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の2及び第59条の3 (2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項第2号</p> | 事前 | |
| 令和3年8月31日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 | <p>1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 (2) 番号法別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、94、108、116及び120の項のうち情報提供者が「厚生労働大臣又は都道府県知事等」及び「都道府県知事等」の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の2及び第59条の3</p> <p>2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 (2) 番号法別表第2の87の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条</p> | <p>1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、94、108、116及び120の項のうち情報提供者が「厚生労働大臣又は都道府県知事等」及び「都道府県知事等」の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の2及び第59条の3</p> <p>2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法別表第2の87の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条</p> | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|----|--------|--------|------|-----------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |